

マイナ保険証制度移行後の組合員資格取得、被扶養者認定等事務について

令和6年12月2日以降、健康保険証として利用登録しているマイナンバーカード(以下、「マイナ保険証」という。)を基本とした制度へ移行しており、新規保険証が発行されなくなっております。

制度移行に伴い、令和6年11月22日付公立徳第677号「マイナ保険証制度の移行に伴う共済組合資格取得等事務について(通知)」(以下、「令和6年11月通知」という。)にて、当該時点での想定も含めた通知をしましたが、法令等の改正がおこなわれたため、令和6年11月通知を整理し、改めて通知いたします。前回通知した内容と、重複する部分があるかと思いますが、ご容赦ください。

1 資格取得届出書、被扶養者認定申告書提出後について

資格取得届出書、被扶養者認定申告書を提出された後、マイナ保険証の保有の有無によって発行物が変わります。

	マイナ保険証	
	保有	未保有
資格情報のお知らせ	交付	交付
資格確認書	交付しない	交付※1

※1届出書等の「資格確認書発行要否」欄に必ず☑を入れてください。☑がないと、資格確認書の発行は不要とみなし、発行いたしませんのでご注意ください。

令和6年12月2日以降資格取得者等かつ届出書提出時発行不要と申し出た方で、資格確認書の発行が必要な方は、「資格確認書交付申請書」をご提出下さい。

原則、以下に該当する方のみが資格確認書の発行対象者となります。

- ・マイナンバーカードを取得していない者、マイナンバーカードを返納している者
- ・マイナンバーカードを保有しているが、健康保険証利用登録を行っていない者
利用登録解除を申請した者、利用登録解除者
- ・マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れの者
- ・マイナンバーカードを紛失した者、更新中の者
- ・マイナ保険証での受診が困難で、介助者等の第三者が同行して資格確認を補助する必要がある要配慮者

なお、システムの都合上、マイナンバーと保険者情報を連携し、マイナ保険証として利用できるまでに一定の日数がかかります。よって、「資格情報のお知らせ」および「資格確認書」の交付についても従来の組合員証等の交付よりも日数がかかります。

目安としては、資格取得届等が到着してから、約5～15営業日となります。

この日数については、あくまで目安となり、個人番号記入用紙の提出がない場合や、必要書類がそろっていない場合は、書類がそろってからの連携処理になり、上記目安の限りではありません。

2 現行保険証を所持している組合員、被扶養者について

現在組合員証等を所持している組合員、被扶養者については、令和7年12月1日まで、所持している組合員証等を医療機関等へ提示することで受診することが可能です。

また、組合員証等を所持している組合員、被扶養者等への資格確認書の交付については、以下に該当する場合に、申請によらず交付する予定としております。（交付時期は令和7年度中）

①マイナ保険証を保有していない者（マイナナンバーカード未取得者、返納者含む）

②マイナナンバーカードの電子証明書有効期限切れの者

（電子証明書の有効期限が切れてから3か月経過後の者に限る）

3 氏名変更等について

令和6年12月2日以降、氏名変更等の理由で「記載事項兼登録事項変更申告書」を申告した組合員、被扶養者についても、氏名変更後の組合員証等は発行いたしません。

マイナ保険証等を所持しておらず、資格確認書の交付を希望する方については、「記載事項兼登録事項変更申告書」を申告する際に、「資格確認書交付申請書」を併せて提出してください。

4 再交付について

組合員証等を紛失、毀損等があった場合は、組合員証等の再交付ができませんので、マイナ保険証または資格確認書で医療機関を受診していただくことになります。

なお、資格確認書については、申請による交付が必要になりますので、「資格確認書交付申請書」をご提出ください。

すでに資格確認書及び資格情報のお知らせを交付されている組合員、被扶養者等が紛失、毀損等された場合については、「再交付申請書」を提出してください。

ただし、資格情報のお知らせについては、マイナポータル等で資格情報を取得できる場合は、マイナ保険証未対応の医療機関にてマイナ保険証とマイナポータルの資格情報画面を提示することで保険診療が受けられますので、紙媒体で資格情報のお知らせの再交付を希望する方のみ申請いただきますようよろしくお願いします。

5 退職、任期満了者について

マイナ保険証制度移行後の退職者及び任期満了者については、新規に組合員証等を発行しない組合員、被扶養者が含まれることから、以下の書類を提出してください。

提出書類	様式番号	説明
組合員異動報告書	1-4	必ず提出してください。
短期組合員退職届出書兼支部間異動報告書	1-3	短期組合員の方のみ提出して下さい。
共済組合資格等証明依頼書	5-3	資格喪失後、国民健康保険への加入や家族の被扶養者認定の際に資格喪失証明書が必要な方は提出して下さい。
組合員証等		既に交付済の組合員証、被扶養者証、資格確認書、各種証等を所持している場合は、退職時と同時に提出してください。

6 様式等について

今回の制度移行にあわせて、いくつかの様式の統廃合、改訂等を行っております。

また、様式の掲載場所についても、従来の「組合員専用ページ」及び「事務担当者専用ページ」ではなく、徳島支部トップページ「各種様式ダウンロード」内に一括で掲載しております。「手続きナビ」欄にもいくつか様式を掲載しておりますので、ご確認ください。

なお、掲載場所変更に伴い、旧掲載場所には、令和6年12月20日まで掲載しておりますので、それ以降は、以下の掲載場所より様式等をダウンロードしてください。

様式掲載場所	
徳島支部トップページ	
・「手続きナビ」内	
・「各種様式ダウンロード」内	

令和6年11月29日付公立徳第708号「マイナ保険証制度の移行に伴う様式改訂について（通知）」でも、お知らせしたとおり、令和6年12月20日共済到着分までは、旧様式での資格取得等の申請を受け付けることとしております。

令和6年12月21日以降は、新様式での申請をよろしくお願いいたします。

7 その他

その他、ご不明な点等がありましたら、給付・年金第一担当までご連絡ください。

公立学校共済組合徳島支部
給付・年金第一担当
TEL:088-621-3176